

「第二次盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画」の見直しについて

平成 21 年 2 月 16 日

市 長 公 室

1 見直し内容及び理由

(1) 収納率及び口座振替率

「歳入の確保と市債の抑制」の項中、市税の収納率の目標値について、「現年度分 97.80%以上、滞納繰越分 23.40%以上、合計で 12 年度水準 92.59%以上」を「現年度分 97.80%以上、滞納繰越分 26.00%以上、合計で 93.20%以上」に、口座振替率の目標値について、「34%」を「36%」にそれぞれ見直す。

【見直し理由】

収納率については、19 年度実績が滞納繰越分 25.14%、合計収納率 93.02%となり、それぞれ目標値を上回ったことから見直すものである。また、口座振替率についても、19 年度実績が 34.70%となり、目標値を上回ったことから見直すものである。

(2) 職員のコンプライアンス（法令遵守）及び倫理の保持のための体制整備

「公正の確保と透明性の向上」の項に、職員のコンプライアンス（法令遵守）や倫理の保持のための体制の整備に関する事項を追加する。

【見直し理由】

職員は全体の奉仕者であることを自覚し公正な職務の執行に努めるとともに、常に法令を遵守し、公務員としての倫理の保持が求められていること、加えて、今般の公金の不適切な事務処理は、市及び職員に対する市民の信頼を大きく損ねるものであり、職員一丸となった市民の信頼回復及び再発防止に向けた取り組みが求められていることから、公平な職務の執行を確保するため追加するものである。

2 見直しの箇所

「第二次盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画」本編

6 改革の取組み

(4) 歳入の確保と市債の抑制

15 ページの「取組内容（数値目標等）」の表中、「市税等の収納率の向上」の項目

収納率：市税について、毎年度、現年度分 97.80%以上、滞納繰越分 23.40%以上、合計で 12 年度水準 92.59%以上を目標とする。

口座振替率：21 年度までに 34%を目標とする。（一般・特別会計・税外を含む。18 年度末 32.78%）

を

収納率：市税について、毎年度、現年度分 97.80%以上、滞納繰越分 26.00%以上、合計で 93.20%以上を目標とする。

口座振替率：21 年度までに 36%を目標とする。（一般・特別会計・税外を含む。19 年度末 34.70%）

とする。

(7) 公正の確保と透明性の向上

18 ページの本文中

行財政運営の一層の公正性確保によって市民から信頼される市政を実現するとともに行財政改革の推進に資するため、監査委員制度の充実・強化を図るほか、引き続き外部監査を実施します。

を

行財政運営の一層の公正性確保によって市民から信頼される市政を実現するとともに行財政改革の推進に資するため、監査委員制度の充実・強化、外部監査の実施、職員の職務に関するコンプライアンス（法令遵守）や倫理の保持のための体制を整備します。

とする。

18 ページの「改革の方向性」に

公務員としての倫理、内部公益通報制度（※29）及び不当要求行為対策（※30）を内容としたコンプライアンス（法令遵守）等に関する条例を制定するとともに、庁内推進体制等を整備し、公正な職務遂行を確保する。

を加える。

19 ページの「取組内容（数値目標等）」の表に

18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
コンプライアンス と倫理保持体制 ☆コンプライアンス（法 令遵守）等に関する条例 の制定			検討・制定、運用 →

を加える。

30 ページの「用語の解説」に

※29 内部公益通報制度

市役所内部等における法令違反等の事実を早期に発見し、その実態を把握し、必要な措置を講ずる段階において、通報者が不利益な扱いを受けることのないよう保護しながら、職員等からの通報を受け付ける制度をいいます。

※30 不当要求行為対策

不当要求行為とは、暴力行為等の社会的妥当性を欠く行為等により自らの要求を実現する行為等をいい、不当要求行為対策とは、職員に対し不当要求行為があった場合にそれらを排除し、公務の適正な執行と職員の安全を確保するため組織的対応をとることをいいます。

を加え、以下の用語解説番号を2つずつ繰り下げる。

平成20年2月 一部修正

平成21年2月 一部修正



第二次

**盛岡市行財政構造改革
の方針及び実施計画**

～自治・協働による元気なまち盛岡を目指して～

平成 19 年 3 月

盛 岡 市

目 次

		頁
☆	盛岡市行財政構造改革の概念図	1
1	第一次行財政構造改革の取組みと成果	2
2	第二次行財政構造改革の必要性	6
3	第二次行財政構造改革の目指すもの	9
4	取組期間	11
5	改革の推進体制等	11
6	改革の取組み	12
(1)	行政評価システムによる市政のマネジメント	12
(2)	事務事業の改革改善, 再編・統廃合, 補助金・負担金 の見直し	13
(3)	公共事業の見直しと水準抑制	14
(4)	歳入の確保と市債の抑制	15
(5)	民間委託等の推進	16
(6)	NPO・企業・市民との協働の推進	17
(7)	公正の確保と透明性の向上	18
(8)	職員の定員削減・簡素で効率的な組織体制の構築と 職員給与等の見直し	20
(9)	人材育成の推進	22
(10)	地方公営企業の経営健全化	23
(11)	出資法人の経営改善・統廃合	24
(12)	財務状況の透明性の向上	25
☆	用語の解説	26

(4) 歳入の確保と市債の抑制

財政の健全化のために、歳入の確保に取り組むとともに、市債の新規発行抑制に努め、残高縮減を図ります。

【改革の方向性】

- ☆ 市税等について、悪質・高額滞納者への滞納処分の強化、休日の納付相談・納付窓口の拡充、夜間電話催告・休日訪問催告の強化及び口座振替促進等の取組みにより収納率向上に努め、自主財源の確保を図る。
- ☆ 使用料・手数料については、受益と負担の公平性確保の観点から、適時適切に見直す。
- ☆ 未利用市有地・保留地については、広報・宣伝活動の強化や予定価格の公表等により、積極的に売却を行うとともに、貸付等の有効活用を努める。
- ☆ 市の各種印刷物、施設・物品等に企業等の広告を掲載、掲出する。
- ☆ 市債については、毎年度の新規発行額を、臨時財政対策債(※18)を除き予算総額の8%以内かつ元金償還額以内とし、残高縮減を図る。

	18年度	19年度	20年度	21年度	
取組内容 (数値目標等)	市税等の収納率の向上 【18年度決算】 単位：百万円、% 調定額 収入額 収納率 現年課税分 40,723 39,828 97.80 滞納繰越分 3,311 776 23.44 計 44,034 40,604 92.21 【19年度決算】 単位：百万円、% 調定額 収入額 収納率 現年課税分 43,559 42,478 97.52 滞納繰越分 2,888 726 25.14 計 46,448 43,204 93.02	収納率：市税について、毎年度、現年度分97.80%以上、滞納繰越分23.40%以上、合計で12年度水準92.59%以上を目標とする。 口座振替率：21年度までに34%を目標とする。(一般・特別会計・税外を含む。18年度末32.78%)	収納率：市税について、毎年度、現年度分97.80%以上、滞納繰越分25.00%以上、合計で93.20%以上を目標とする。 口座振替率：21年度までに35%を目標とする。(一般・特別会計・税外を含む。19年度末34.70%)		
	使用料・手数料の適正化 総点検	随時の見直し	公の施設使用料の減免規定の見直し	措置	
	未利用市有地・保留地の処分・貸付等の有効活用	未利用市有地・保留地処分目標額(土地開発公社分を含む) 約20億円			
	市の各種印刷物等への企業等の広告の掲載、掲出 「広報もりおか」への広告の掲載	各種納税通知書、市の施設・物品等広告媒体の拡大を検討・実施			
	市債の新規発行の抑制と残高縮減	新規発行を臨時財政対策債を除き予算総額の8%以内かつ元金償還額以内に抑制 ⇒ 残高を縮減			

(7) 公正の確保と透明性の向上

市民に対する説明責任を果たし、自治・協働による元気なまちを実現するため、行政情報のより一層の公開を徹底するとともに、パブリック・コメント、パブリック・インボルブメント制度の積極的な活用等により、市政への市民参画の拡充と市民意見の反映に努めます。

また、入札・契約手続きの公正性・透明性の向上と効率化を図るため、入札制度を見直します。

行財政運営の一層の公正性確保によって市民から信頼される市政を実現するとともに行財政改革の推進に資するため、監査委員制度の充実・強化、外部監査の実施、職員の職務に関するコンプライアンス（法令遵守）や倫理の保持のための体制を整備します。

【改革の方向性】

- ☆ 行政評価の結果を、盛岡市行財政構造改革推進会議に報告したうえで毎年3回公表する。
- ☆ 総合文書管理システム(※24)の導入により、開示請求対象文書検索の迅速化を図るとともに、文書目録及び電子文書をインターネットで公開し、より一層の情報公開に努める。
- ☆ 市政情報の公表及び提供に当たっては、正確性の確保及び内容の充実を図るとともに、市民に分かりやすいものとするよう努める。
- ☆ パブリック・コメント(※25)、パブリック・インボルブメント(※26)制度の活用により、多くの市民の市政への参画と意見の反映に努めるとともに、より多くの意見が寄せられるような環境を整備する。
- ☆ 入札・契約手続きの公正性・透明性の向上と効率化を図るため、平成20年度の運用開始を目標として電子入札(※27)を導入するとともに、第三者機関として入札等監視委員会(※28)を設置する。
- ☆ 監査委員への外部の人材を積極的に登用するなど市民の理解と支持が得られる監査委員制度とするとともに、引き続き外部監査を実施し、監査機能の強化に取り組む。
- ☆ 公務員としての倫理、内部公益通報制度(※29)及び不当要求行為対策(※30)を内容としたコンプライアンス（法令遵守）等に関する条例を制定するとともに、庁内推進体制等を整備し、公正な職務遂行を確保する。

	18年度	19年度	20年度	21年度
取 組 内 容 （ 数 値 目 標 等 ）	行政評価結果の公表	行政評価結果の公表 （年3回）		
	情報公開			
	総合文書管理システム	導入準備・試験運用	本格運用	インターネット で公開
	情報提供	正確で分かりやすい情報の提供と市民満足度の点検実施		
	市民意見の反映			
	パブリック・コメント	より多くの意見が提出されるような環境の整備		
	パブリック・インボリューション			
	入札制度の改善	《岩手県と共同のシステム》		
	電子入札の導入	導入準備	運用開始	
	入札等監視委員会の設置	設置準備	設置運営	
	監査制度	監査結果をホームページ 上で公表	外部の人材の積極的登用	
	☆監査委員制度	充実・強化		
	☆外部監査	外部監査実施		
	コンプライアンス と倫理保持体制			検討・制定、 運用
	☆コンプライアンス（ 法令遵守）等に関する 条例の制定			